

改正案

現行

（兼営の認可の申請等）

第一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「法」という。）第一条第一項の規定による信託業務（法第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）の兼営の認可を受けようとする金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号。以下「令」という。）第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下同じ。）は、取締役（令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、理事。以下この条において同じ。）全員が署名した認可申請書に、業務の種類及び方法を記載した書面（以下「業務の種類及び方法書」という。）のほか、次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～三（略）

四 株主総会（令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、総会又は総代会。第七条の三第一項第二号において同じ。）又は創立総会の議事録

五・六（略）

七 最終の利益処分計算書又は損失処理計算書（令第二条第三号から第五号まで及び第十号から第十二号までに掲げる金融機関にあ

（兼営の認可の申請等）

第一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「法」という。）第一条第一項の規定による信託業務（法第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）の兼営の認可を受けようとする金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号。以下「令」という。）第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下同じ。）は、取締役（令第二条第二号から第十三号までに掲げる金融機関にあつては、理事。以下この条において同じ。）全員が署名した認可申請書に、業務の種類及び方法を記載した書面（以下「業務の種類及び方法書」という。）のほか、次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～三（略）

四 株主総会（令第二条第二号から第十三号までに掲げる金融機関にあつては、総会又は総代会。第七条の二第一項第二号において同じ。）又は創立総会の議事録

五・六（略）

七 最終の利益金処分計算書又は損失金処理計算書（令第二条第二号から第四号まで及び第八号から第十号までに掲げる金融機関に

つては、最終の剰余金処分計算書又は損失金処理計算書、同条第六号から第九号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、最終の剰余金処分案又は損失処理案)

八 取締役及び監査役(令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、監事)の履歴書

九 (略)

十 営業所(令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、事務所)の位置を記載した書類

十一 (略)

2・3 (略)

(金融機関が営むことができない業務)

第二条の二 令第二条の二第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 信託財産の管理又は処分において宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第二号に規定する行為を行う信託(土地等)(令第二条の二第三号に規定する土地等をいう。次項において同じ。)(の信託を除く。)

二 財産に関する遺言の執行

三 不動産の鑑定評価

四 不動産に係る投資に關し助言を行う業務

五 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二条第二項に規定する投資顧問業に該当す

あつては、最終の剰余金処分計算書又は損失金処理計算書、同条第五号から第七号まで及び第十一号から第十三号までに掲げる金融機関にあつては、最終の剰余金処分案又は損失処理案)

八 取締役及び監査役(令第二条第二号から第十三号までに掲げる金融機関にあつては、監事)の履歴書

九 (略)

十 営業所(令第二条第二号から第十三号までに掲げる金融機関にあつては、事務所)の位置を記載した書類

十一 (略)

2・3 (略)

(新設)

る業務

- 六 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十
六号）第二条第七項に規定する商品投資顧問業に該当する業務
- 七 遺産の整理

2 信託業務を営む金融機関は、令第二条の二第三号イ又はロに掲げ
る信託を引き受ける場合においては、天災その他やむを得ない事由
があるときを除き、信託財産として取得した土地等を、当該取得の
日から起算して一年を経過するまでは、処分してはならない。

（信託契約の方式）

第五条 信託業務を営む金融機関は、信託契約を締結したときは、次
の各号に掲げる事項を明らかにした書面を交付しなければならない
。

一 （略）

- 二 委託者及び受益者の氏名又は名称並びに信託業務を営む金融機
関の商号（令第一条第三号から第十五号までに掲げる金融機関に
あつては、名称）

三 十六 （略）

七 （略）

（国債の供託）

第六条 信託業務を営む金融機関は、信託業務開始後一月以内に、信
託業法第七条ただし書に規定する金額に相当する額の国債を本店（

（信託契約の方式）

第五条 信託業務を営む金融機関は、信託契約を締結したときは、次
の各号に掲げる事項を明らかにした書面を交付しなければならない
。

一 （略）

- 二 委託者及び受益者の氏名又は名称並びに信託業務を営む金融機
関の商号（令第一条第二号から第十三号までに掲げる金融機関に
あつては、名称）

三 十六 （略）

七 （略）

（国債の供託）

第六条 信託業務を営む金融機関は、信託業務開始後一月以内に、信
託業法第七条ただし書に規定する金額に相当する額の国債を本店（

令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、主たる事務所。第十四条において同じ。）の所在地のもよりの供託所に供託しなければならない。

2 (略)

(業務の種類又は方法の変更の認可の申請等)

第七条 信託業務を営む金融機関は、法第五条第一項の規定による業務の種類又は方法の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

2 (略)

(代理店の定義)

第七条の二 法第五条第二項に規定する代理店とは、信託業務を営む金融機関の委任を受けて、当該金融機関のために、信託業務の全部又は一部の代理をするものをいう。

(代理店の設置者等)

第七条の二の二 法第五条第二項に規定する代理店を設置することができる者は、信託業務を営む金融機関とし、同項に規定する代理店となることができる者は、金融機関及び商工組合中央金庫とする。

2 代理店は、令第二条の二各号に掲げる業務を取り扱うことができない。

令第二条第二号から第十三号までに掲げる金融機関にあつては、主たる事務所。第十四条において同じ。）の所在地のもよりの供託所に供託しなければならない。

2 (略)

(業務の種類又は方法の変更の認可の申請等)

第七条 信託業務を営む金融機関は、法第五条前段の規定による業務の種類又は方法の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

2 (略)

(代理店の定義)

第七条の二 法第五条に規定する代理店とは、信託業務を営む金融機関の委任を受けて、当該金融機関のために、信託業務の全部又は一部の代理をするものをいう。

(新設)

(代理店の設置の認可等の申請等)

第七条の三 信託業務を営む金融機関は、法第五条第二項の規定による代理店の設置又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 代理店の設置又は廃止が株主総会又は取締役会(令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、理事会。以下この号において同じ。)の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録

三・四 (略)

2 金融庁長官等は、前項の規定による代理店の設置の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～六 (略)

七 当該代理店を設置する者が、当該申請に係る代理業務について、適切に指導を行うことができること。

3 金融庁長官等は、第一項の規定による代理店の廃止の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一・二 (略)

4～6 (略)

(代理店の設置の認可等の申請等)

第七条の三 信託業務を営む金融機関は、法第五条後段の規定による代理店(法第五条後段に規定する代理店をいう。以下同じ。)の設置又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 代理店の設置又は廃止が株主総会又は取締役会(令第二条第二号から第十三号までに掲げる金融機関にあつては、理事会。以下この号において同じ。)の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録

三・四 (略)

2 金融庁長官等は、前項の規定による代理店の設置の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～六 (略)

(新設)

3 金融庁長官等は、第一項の規定による代理店の廃止の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一・二 (略)

4～6 (略)

(代理店業務と本体で行う業務との誤認防止)

第七条の四 金融機関(商工組合中央金庫を含む。以下この条において同じ。)(が代理店として信託業務を行う場合)(代理店としてのみ信託業務を行う場合に限る。)(には、業務の方法に応じ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、当該金融機関が代理店として信託業務を行う旨の説明を行わなければならない。)

2 金融機関が代理店として信託業務を行う場合(前項に掲げる場合を除く。)(には、業務の方法に応じ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、当該金融機関が本体で行う信託業務であると誤認することを防止するための説明を行わなければならない。)

(同一人に対する信用の供与等)

第八条 (略)

2 令第三条に規定する貸出金の信用の供与としての額は、同一人に対する前項に規定する貸出金(以下この項において「貸出金」という。)(の額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 当該信託業務を営む金融機関に対する預金若しくは貯金又は定期積金(令第一条第一号に掲げる金融機関にあつては、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第四項に規定する定期積金等)(の債権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額

二丁五 (略)

(新設)

(同一人に対する信用の供与等)

第八条 (略)

2 令第三条に規定する貸出金の信用の供与としての額は、同一人に対する前項に規定する貸出金(以下この項において「貸出金」という。)(の額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 当該信託業務を営む銀行に対する預金又は銀行法第二条第四項に規定する定期積金等の債権を担保とする貸出金の額のうち当該担保の額

二丁五 (略)

(信託業務報告書等)

第十一条 信託業務を営む金融機関は、営業年度(令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、事業年度。以下この項、次項及び次条において同じ。)開始の日から当該営業年度の九月三十日(令第二条第七号から第九号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、当該事業年度の開始の日から六月を経過した月の末日)までの間の信託業務の状況について、別紙様式第一号により信託業務報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 4 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十一条の二 (略)

2 前項の「営業所等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 令第二条第一号及び第二号に掲げる金融機関にあつては、営業所(無人の営業所及び外国に所在する営業所を除く。)

二 令第二条第三号から第六号まで及び第十号から第十二号までに掲げる金融機関にあつては、事務所(無人の事務所及び外国に所在する事務所を除く。)

三 令第二条第七号から第九号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、事務所(信用事業以外の事業の用に供される事務所、一時的に設置する事務所及び無人の事務所を除く。)

(信託業務報告書等)

第十一条 信託業務を営む金融機関は、営業年度(令第二条第二号から第十三号までに掲げる金融機関にあつては、事業年度。以下この項、次項及び次条において同じ。)開始の日から当該営業年度の九月三十日(令第二条第五号から第七号まで及び第十一号から第十三号までに掲げる金融機関にあつては、当該事業年度の開始の日から六月を経過した月の末日)までの間の信託業務の状況について、別紙様式第一号により信託業務報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 4 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十一条の二 (略)

2 前項の「営業所等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 令第二条第一号に掲げる金融機関にあつては、営業所(無人の営業所及び外国に所在する営業所を除く。)

二 令第二条第二号から第四号まで及び第八号から第十号までに掲げる金融機関にあつては、事務所(無人の事務所及び外国に所在する事務所を除く。)

三 令第二条第五号から第七号まで及び第十一号から第十三号までに掲げる金融機関にあつては、事務所(信用事業以外の事業の用に供される事務所、一時的に設置する事務所及び無人の事務所を除く。)

(届出事項)

第十二条の二 信託業務を営む金融機関が、当該金融機関の役員、従業員又は代理店が当該金融機関に係る信託業務を遂行するに際して次の各号に該当する行為を行ったことを知つた場合、当該事実を知つた日から三十日以内に当該行為の概要等について金融庁長官等に届け出なければならない。

- 一 詐欺、横領、背任その他の犯罪行為
- 二 出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又は預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第三十六号）に違反する行為
- 三 法若しくは信託業法又はこれらの法律に基づく命令に違反する行為
- 四 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失（盗難に遭つこと及び過不足を生じさせることを含む。）
- 五 管理の失当により信託財産に百万円以上の損失を与えた場合
- 六 海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地^ニの監督当局に報告したもの
- 七 その他当該金融機関における信託業務の適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

(新設)

(經由官庁)

第十四条 金融機関(令第二条第五号、第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる金融機関(都道府県の区域を越える区域を地区とするものを除く。)(並びに同条第十三号から第十五号までに掲げる金融機関(都道府県の区域を越える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものを除く。)(を除く。)(は、申請書、信託業務報告書その他この府令に規定する書類(以下この条において「申請書等」という。)(を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するときは、当該金融機関の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域(財務事務所の管轄区域を除く。)(内にある場合にあつては、福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては、当該財務事務所長とする。)(を經由して提出しなければならない。ただし、令第六条第五項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

2 (略)

(經由官庁)

第十四条 金融機関(令第二条第四号から第七号まで及び第十号に掲げる金融機関(都道府県の区域を越える区域を地区とするものを除く。)(並びに同条第十一号から第十三号までに掲げる金融機関(都道府県の区域を越える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものを除く。)(を除く。)(は、申請書、信託業務報告書その他この府令に規定する書類(以下この条において「申請書等」という。)(を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するときは、当該金融機関の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域(財務事務所の管轄区域を除く。)(内にある場合にあつては、福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては、当該財務事務所長とする。)(を經由して提出しなければならない。ただし、令第五条第五項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

2 (略)